【同居の場合】①で被保険者との続柄が明確に確認できなければ必要

【別居の場合】「認定対象者分」が必要 【内縁の配偶者の場合】「被保険者」及び「認定対象者」それぞれの「戸籍謄本」又は「戸籍抄本」が必要

## クボタ健康保険組合 被扶養者認定申請手続時の必要書類等

## → → → 提出書類名の番号上の \* については、一覧表の左下の説明を必ずご参照下さい

	配偶者(内縁関係も含む)	提出書類名 【④⑤⑥⑧⑩⑫⑪⑱⑲②②②3はコピー可、⑬⑭は必ずコピー】													, ,,,,	7H-1 37 4161	7 412 17 32							
	<ul> <li></li></ul>	①被扶養者認定申請書	②被扶養者認定申請書付表―A	③被扶養者認定申請書付表—B	(在職時に加入していた健保のもの) ④健康保険資格喪失証明書	※無収入の場合	⑥給与明細書(直近3ヶ月分)	⑦雇用条件証明書	⑧源泉徴収票(直近交付分)	※年間収入が120万以上の場合《健保指定様式》	※税務署で受付されたものの控収支内訳書(損益計算書)の控⑩確定申告書 第一表 + 第二表 +	6   〈健保指定様式〉証憑書類写し添付要」 ①直接的必要経費申告書	⑫年金受給証明書(直近交付分)	* ①離職票―(1)(写し) (写し) 「写し)	(失業給付を受給しな)を関誓約書(A)<健保に	・ (失業給付を受給する場合) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	職 証 明	18) 廃業証明書	9 在学証明書 ②経緯書〈健保指定様式〉	次结除住票	②戸籍謄本又は戸籍抄本	* ※別居の場合必要 (単身赴任世帯家族は除く) * ※別居の場合必要 (回近1ヶ月分)	(単身赴任世帯家族は除く)※別居の場合必要の場合必要(は送り誓約書〈健保指定様式〉	
	現在収入が0で、1年以上無収入である	0	0			0														0	Δ	0	0	
4	展用保険の受給が1年以内に終了し、それ以降、現在に至るまで無収入である	0	0											0							Δ	0	0	
	現在収入が0で、1年以内に退職、雇用保険は受給しない(※1)	0	0	(O1)	(O1)									0	0					O ※ <b>二二</b> 最	Δ	0	0	
	現在収入がOで、雇用保険を受給予定(待期期間・給付制限期間)である( <u>※2)</u>	0	0	(O1)	(O1)									0		0				被別同新	Δ	0	0	
	現在収入が0で、1年以内に退職、雇用保険受給の手続きはしたが、受給しない	0	0	(O1)	(O1)									0	0						Δ	0	0	
7	現在収入が0で、1年以内に退職、雇用保険受給は延長し、今は受給しない(※1)	0	0	(O1)	(O1)									0	0					外合合で	Δ	0	0	
1	雇用保険を受給していたが、途中で延長し、それ以降、現在に至るまで無収入である	0	0											0	0						Δ	0	0	
	現在収入がOで、1年以内に退職、雇用保険をかけていなかった	0	0	(O1)	(O1)		最終分〇		(06)								0			技器世界	Δ	0	0	
l	、現在収入がOで、1年以内に自営業廃業、雇用保険をかけていなかった	0	0															0		表 产 帯 以 務 全 件 内	Δ	0	0	
	現在収入が0で、学生である(高校生・大学生・専門学校生等)	0	0			0												C	)	有がいる	Δ	0	0	
	現在収入がOで、海外から帰国した為、所得を証明するものがない	0	0																0	C   C   C   C   C   C   C   C   C   C	Δ	0	0	
	現在就労中で、認定基準内の収入がある(※3)	0	0				0	(O2)	(O2)	0										か を <b>全員</b> れ た も	Δ	0	0	
4	現在就労中で、収入が減ってきた為、認定基準内になる(※3)	0	0				(03)	0		(04)										認がだれたの	Δ	0	0	
	現在自営業を営んでいて、認定基準内の収入がある(※3)(※4)	0	0								0	(O5)								O 認するたいのである。	Δ	0	0	
	現在、雇用保険だけを、認定基準内の額で受給している(※3)	0	0											0						0 8 t	Δ	0	0	
<i>t</i> .	<b>、</b> 現在バイト等で、認定基準内の収入があるが、学生である(※3)	0	0				0	(O2)	(O2)	0								C	)	0 t	Δ	0	0	
	現在就労中で、年金も受給している(合計額が認定基準内である)(※3)	0	0				0	(O2)	(O2)	0			0							0	Δ	0	0	
ð	現在雇用保険と、年金を受給している(合計額が認定基準内である) (※3)	0	0										0	0						0	Δ	0	0	
7	現在、認定基準内の年金だけを受給している (※3)	0	0										0							0	Δ	0	0	
	現在、認定基準内の不動産、投資、利子等の収入がある(※3)(※4)	0	0								0	(05)								0	Δ	0	0	

- \* ⑬離職票がない場合は、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」でも可
- \* ⑭雇用保険受給終了の場合は、「支給終了」の印字があるものを提出
- \* ②日本国内に住所を有する外国籍の方はすべて、「国籍・地域」、「在留カード等の番号」、「第30条の45に規定する区分」、「在留資格」、「在留期間等」、「在留期間等の満了の日」の欄は、必ず記載された状態で提出
- \* ② 銀行・郵便局の振込控え、通帳の写し等、第三者が見て、いつ、誰が、誰にいくら振り込んだのかが分かるものを提出
- (※1)「離職票-1の写し」は、認定日から30日以内に提出
- (※2)「雇用保険受給資格者証(両面)の写し」は、認定日から60日以内に提出
- (※3)認定基準額=108,333円/月 1,300,000円/年 ⑬雇用保険受給資格者証のコピーを提出の場合は、基本手当日額=3,611円以下

(60歳以上、又は障害年金受給要件該当者=150,000円/月 1,800,000円/年 基本手当日額=5,000円以下)

- (※4)自営業の収入=売上金額−(売上原価+直接的必要経費) 確定申告における所得金額とは異なり、税法で認められる必要経費をそのまま差し引くことはできない。 事情(所得38万円未満等)で確定申告をしていない場合、「住民税申告書[控]」を提出(役所の受付印があるもの)
- (○1) 申請時点において、一年以内に退職し、退職日を基準として前後6ヶ月以内に出産した、もしくは出産予定がある、という場合は、
  - ③「被扶養者認定申請書付表-B」と、在職時に加入していた健康保険組合の④「健康保険資格喪失証明書」も必要
- (○2) 収入を証明するものとして⑥「直近3ヶ月分の給与明細書」の提出ができない場合、⑦「雇用条件証明書」でも可 また、前年と勤め先が同じで、雇用条件も変わらず、前年と本年の年間収入が概ね同等である場合は、⑧「源泉徴収票」でも可 なお、⑥に毎月の非課税交通費の記載があれば、⑨「非課税交通費支給額証明書」は不要
- (○3)収入が減った場合「雇用条件証明書」が提出できない場合は、「減額後の給与明細3ヶ月分」を提出
- (○4)「雇用条件証明書」を提出の場合や給与明細に毎月の非課税交通費の記載がある場合は、⑨「非課税交通費支給額証明書」は不要
- (○5)直接的必要経費として申告する経費がある場合、領収書等の証憑書類(写し)の添付が必要 証憑書類(写し)の添付が無い場合は、直接的必要経費としての申告は不可
- (○6)「退職証明書」が提出できない場合、退職日が記載された「源泉徴収票」でも可

最新の状況で、直近3ヶ月以内に発行されたもの

【同居の場合】 ②で被保険者との続柄が明確に確認できなければ必要 【別居の場合】「認定対象者分」が必要

	子(	実子)			提出	出書類	名【	4568	010121718	192122	②②はコ	ピーロ	T、(13(14)t	必ず	コピー	-)								
	【■リ出来を複数	でででいます。  「選定日時点の状況を示す書類が必要です」 は書類のみで必要事項を確認できない場合、別途追加書類の提出 はめます  「記条件全ての行をご確認下さい は該当する箇所がある場合は、その行に記載されている全ての書きませいただく必要があります  「出出いただく必要があります」  「日本の吹き出し内容を確認 」 「日本の吹き出し内容を確認 」 「日本の吹き出し内容を確認	①被扶養者認定申請書	②被扶養者認定申請書付表―A	③被扶養者認定申請書付表—B	(在職時に加入していた健保のもの) 金健康保険資格喪失証明書	※無収入の場合 (非課税課税証明書) ⑤所得証明書	であること ※3か月分全て認定基準内の金額があるもの ※氏名、支払月、勤め先の記載の給与明細書(直近3ヶ月分)	⑦雇用条件証明書⑧源泉徴収票(直近交付分)	※年間収入が120万以上の場合《健保指定様式〉の非課税交通費支給額証明書	※税務署で受付されたものの控収支内訳書(損益計算書)の控⑩確定申告書(第一表+第二表+	〈健保指定様式〉証憑書類写し添付要⑪直接的必要経費申告書	②年金受給証明書(直近交付分)*③離職票―(1)(写し)	* ⑭雇用保険受給資格者証 両面	(失業給付を受給しない場合) ⑮誓約書(A)〈健保指定様式〉	(失業給付を受給する場合) ⑯誓約書(B)〈健保指定様式〉	①退職証明書	(学生証写等)	⑩経緯書〈健保指定様式〉	(『省略』は不可) 所、続柄が記載されたもの ※被保険者と認定対象者の住 又は住民票	籍謄本又は戸籍	(単身赴任世帯家族は除く)* ※別居の場合必要②仕送り額証明書(直近1ヶ月分)	益党約	収入なし→⑤ ※収入あり→⑥⑦⑧⑩⑫等 配偶者の収入証明 ②被保険者の扶養に入っていない
	出生	見	0																	0	Δ			0
	15歳	まで	0																		Δ			0
収		現在収入がOで、1年以上無収入である	0	0			0													0	Δ	0	0	0
		雇用保険の受給が1年以内に終了し、それ以降、現在に至るまで無収入である	0	0										0						〇※二二最	Δ	0	0	0
^		現在収入がOで、1年以内に退職、雇用保険は受給しない(※1)	0	0	(O1)	(O1)							0		0					O 保居居	Δ	0	0	0
が		現在収入がOで、雇用保険を受給予定(待期期間・給付制限期間)である(※2)	0	0	(O1)	(O1)								0		0				日はおります。	Δ	0	0	0
/3.		現在収入がOで、1年以内に退職、雇用保険受給の手続きはしたが、受給しない	0	0	(O1)	(O1)								0	0						Δ	0	0	0
な		現在収入がOで、1年以内に退職、雇用保険受給は延長し、今は受給しない(※1)	0	0	(O1)	(O1)							0		0					O <sup>優</sup> : <b>近</b> 3	Δ	0	0	0
		雇用保険を受給していたが、途中で延長し、それ以降、現在に至るまで無収入である	0	0										0	0					ストライン (大き) (大き) (大き) (大き) (大き) (大き) (大き) (大き)	Δ	0	0	0
い		現在収入がOで、1年以内に退職、雇用保険をかけていなかった	0	0	(01)	(O1)		最終分〇	(06)								0			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	Δ	0	0	0
		現在収入がOで、1年以内に自営業廃業、雇用保険をかけていなかった	0	0													(	)		日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	Δ	0	0	0
	16	現在収入がOで、学生である(高校生・大学生・専門学校生等)	0	0			0											0		o # 記 *	Δ			0
	以上	現在収入がOで、海外から帰国した為、所得を証明するものがない	0	0															0	○ を <b>電 載 れ</b> を <b>全</b> さ た	Δ	0	0	0
		現在就労中で、認定基準内の収入がある( <u>※</u> 3)	0	0				0	(O2) (O2)	0										○ <sup>確</sup> <b>見</b> れ <b>も</b> 認がた <b>の</b>	Δ	0	0	0
収		現在就労中で、収入が減ってきた為、認定基準内になる(※3)	0	0				(03)	0	(04)										O る 載 の	Δ	0	0	0
入		現在自営業を営んでいて、認定基準内の収入がある(※3)(※4)	0	0							0	(05)								のあずれ	Δ	0	0	0
		現在、雇用保険だけを、認定基準内の額で受給している(※3)	0	0										0						O た	Δ	0	0	0
が		現在バイト等で、認定基準内の収入があるが、学生である(※3)	0	0				0	(O2) (O2)	0								0		<u>ဝ</u> စိ	Δ			0
#		現在就労中で、年金も受給している(合計額が認定基準内である)(※3)	0	0				0	(O2) (O2)	0			0							0	Δ	0	0	0
あ		現在雇用保険と、年金を受給している(合計額が認定基準内である) (※3)	0	0									0	0						0	Δ	0	0	0
る		現在、認定基準内の年金だけを受給している (※3)	0	0									0							0	Δ	0	0	0
		現在、認定基準内の不動産、投資、利子等の収入がある(※3)(※4)	0	0							0	(05)								0	Δ	0	0	0

- \* ①離職票がない場合は、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」でも可
- \* ⑭雇用保険受給終了の場合は、「支給終了」の印字があるものを提出
- \* ②日本国内に住所を有する外国籍の方はすべて、「国籍・地域」、「在留カード等の番号」、「第30条の45に規定する区分」、「在留資格」、「在留期間等」、「在留期間等の満了の日」の欄は、必ず記載された状態で提出
- \* ② 銀行・郵便局の振込控え、通帳の写し等、第三者が見て、いつ、誰が、誰にいくら振り込んだのかが分かるものを提出
- (※1)「離職票-1の写し」は、認定日から30日以内に提出
- (※2)「雇用保険受給資格者証(両面)の写し」は、認定日から60日以内に提出
- (※3)認定基準額=108,333円/月 1,300,000円/年 ③雇用保険受給資格者証のコピーを提出の場合は、基本手当日額=3,611円以下 (60歳以上、又は障害年金受給要件該当者=150,000円/月 1,800,000円/年 基本手当日額=5,000円以下)
- (※4)自営業の収入=売上金額-(売上原価+直接的必要経費) 確定申告における所得金額とは異なり、税法で認められる必要経費をそのまま差し引くことはできない 事情(所得38万円未満等)で確定申告をしていない場合、「住民税申告書[控]」を提出(役所の受付印があるもの)
- (○1) 申請時点において、一年以内に退職し、退職日を基準として前後6ヶ月以内に出産した、もしくは出産予定がある、という場合は、 ③「被扶養者認定申請書付表-B」と、在職時に加入していた健康保険組合の④「健康保険資格喪失証明書」も必要
- (○2) 収入を証明するものとして⑥「直近3ヶ月分の給与明細書」の提出ができない場合、⑦「雇用条件証明書」でも可 また、前年と勤め先が同じで、雇用条件も変わらず、前年と本年の年間収入が概ね同等である場合は、⑧「源泉徴収票」でも可 なお、⑥に毎月の非課税交通費の記載があれば、⑨「非課税交通費支給額証明書」は不要
- (○3)収入が減った場合「雇用条件証明書」が提出できない場合は、「減額後の給与明細3ヶ月分」を提出
- (○4)「雇用条件証明書」を提出の場合や給与明細に毎月の非課税交通費の記載がある場合は、⑨「非課税交通費支給額証明書」は不要
- (○5)直接的必要経費として申告する経費がある場合、領収書等の証憑書類(写し)の添付が必要 証憑書類(写し)の添付が無い場合は、直接的必要経費としての申告は不可
- (○6)「退職証明書」が提出できない場合、退職日が記載された「源泉徴収票」でも可

認定申請時から1年以内に、<u>配偶者が産休、</u> 育休を取得した(現在産休育休中も含む)、 又は、<u>取得する予定がある</u>場合は、<u>収入証</u> 明の余白に下記1.~3.を記入。

- 1. 配偶者の<u>産休、育休取得期間</u>を記入 (産休・育休期間:○年○月○日から ○年○月○日まで取得(予定))
- 2. <u>産休・育休に入る前年の配偶者の年収</u>を 記入 ※源泉徴収票を提出の場合等で、上記年収が確認できる
- 場合は記入不要
- 3. (配偶者の収入証明の金額が被保険者の収入より多い場合) 配偶者が今後1年間に受ける見込みのある収入額を記入
- ※原則は年間収入が多い方の被扶養者となる

最新の状況で、直近3ヶ月以内に発行されたもの 【同居の場合】②で被保険者との続柄が明確に確認できなければ必要 【別居の場合】「認定対象者分」が必要

						Alema /-	7000	00	00	0000				. 1%	- 0 5		T)JJI	9 H I		14 刀 ] 加 地安			
	実父·実母·実祖父·実祖母			获	書出書	類名	(4)(5)(6)	(11)(8)	(12)(17)	(18)(19)(21)(22	②③はコピ・	一可、	(13)(14)は必	グ す コ	ピー)								
	<ul> <li>■必ず認定日時点の状況を示す書類が必要です 提出書類のみで必要事項を確認できない場合、別途追加書類の 提出を求めます</li> <li>■下記条件全ての行をご確認下さい 複数該当する箇所がある場合は、その行に記載されている全て の書類を提出いただく必要があります</li> <li>○=必要 ←青枠の吹き出し内容を確認 △=状況に応じて必要←青枠の吹き出し内容を確認</li> </ul>	※理由を明記 ①被扶養者認定申請書	②被扶養者認定申請書付表―A	③被扶養者認定申請書付表—B	(在職時に加入していた健保のもの) ④健康保険資格喪失証明書	※無収入の場合(非課税課税証明書)	であること、3か月分全て認定基準内の金額があるものがあるもの、生産の記載があるものの記載である。 であること		⑧源泉徴収票(直近交付分 )	※年間収入が120万以上の場合〈健保指定様式〉	※税務署で受付されたものの控収支内訳書(損益計算書)の控⑩確定申告書(第一表+第二表+	〈健保指定様式〉証憑書類写し添付要⑪直接的必要経費申告書	②年金受給証明書(直近交付分)*③離職票―(1)(写し)	* ④雇用保険受給資格者証 両面	(失業給付を受給しない場合)⑮誓約書(A )〈健保指定様式〉	(失業給付を受給する場合)(⑯誓約書(B)<健保指定様式>	① 退職証明書	(学生証写等) ⑨在学証明書	⑩経緯書〈健保指定様式〉	(『省略』は不可) 所、続柄が記載されたもの 派被保険者と認定対象者の住 と 又は住民票	籍膳	(単身赴任世帯家族は除く)* ※別居の場合必要②仕送り額証明書(直近1ヶ月分)	(単身赴任世帯家族は除く)※別居の場合必要(2位送り誓約書〈健保指定様式〉
	現在収入がOで、1年以上無収入である	0	0			0														0	Δ	0	0
収	雇用保険の受給が1年以内に終了し、それ以降、現在に至るまで無収入である	0	0											0						0 *	Δ	0	0
	現在収入がOで、1年以内に退職、雇用保険は受給しない( <mark>※1)</mark>	0	0	(O1)	(O1)								0		0					○   保別   日本	Δ	0	0
入	現在収入がOで、雇用保険を受給予定(待期期間・給付制限期間)である( <mark>※2</mark> )	0	0	(O1)	(O1)									0		0				○   険 店 店 状	Δ	0	0
	現在収入が0で、1年以内に退職、雇用保険受給の手続きはしたが、受給しない	0	0	(O1)	(O1)									0	0					以物で	Δ	0	0
が	現在収入が0で、1年以内に退職、雇用保険受給は延長し、今は受給しない(※1)	0	0	(O1)	(O1)								0		0						Δ	0	0
	雇用保険を受給していたが、途中で延長し、それ以降、現在に至るまで無収入である	0	0											0	0					○ 扶 蒙 二 首	Δ	0	0
な	現在収入がOで、1年以内に退職、雇用保険をかけていなかった	0	0	(O1)	(O1)		最終分 〇		(06)								0			る。一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、	Δ	0	0
	現在収入がOで、1年以内に自営業廃業、雇用保険をかけていなかった	0	0														0			者を発	Δ	0	0
い	現在収入がOで、学生である(高校生・大学生・専門学校生等)	0	0			0												0		いのが行された。	Δ	0	0
	現在収入がOで、海外から帰国した為、所得を証明するものがない	0	0																0	のを発すた	Δ	0	0
	現在就労中で、認定基準内の収入がある(※3)	0	0				0	(O2)	(O2)	0										O 離 <b>見</b> れもの   たの	Δ	0	0
収	現在就労中で、収入が減ってきた為、認定基準内になる(※3)	0	0				(03)	0		(O4)										する載ものた載れ	Δ	0	0
入	現在自営業を営んでいて、認定基準内の収入がある(※3)(※4)	0	0								0	(O5)								のめれ	Δ	0	0
か	現在、雇用保険だけを、認定基準内の額で受給している(※3)	0	0											0						0 t	Δ	0	0
<i>,</i> ,	現在バイト等で、認定基準内の収入があるが、学生である(※3)	0	0				0	(O2)	(O2)	0								0		O Õ	Δ	0	0
あ	現在就労中で、年金も受給している(合計額が認定基準内である)(※3)	0	0				0	(O2)	(O2)	0			0							0	Δ	0	0
る	現在雇用保険と、年金を受給している(合計額が認定基準内である)(※3)	0	0										0	0						0	Δ	0	0
	現在、認定基準内の年金だけを受給している (※3)	0	0										0							0	Δ	0	0
	現在、認定基準内の不動産、投資、利子等の収入がある(※3)(※4)	0	0								0	(05)								0	Δ	0	0

- \* ⑭雇用保険受給終了の場合は、「支給終了」の印字があるものを提出
- \* ②日本国内に住所を有する外国籍の方はすべて、「国籍・地域」、「在留カード等の番号」、「第30条の45に規定する区分」、「在留資格」、「在留期間等」、「在留期間等の満了の日」の欄は、必ず記載された状態で提出
- \* ② 銀行・郵便局の振込控え、通帳の写し等、第三者が見て、いつ、誰が、誰にいくら振り込んだのかが分かるものを提出
- (※1)「離職票-1の写し」は、認定日から30日以内に提出
- (※2)「雇用保険受給資格者証(両面)の写し」は、認定日から60日以内に提出
- (※3)認定基準額=108,333円/月 1,300,000円/年 ⑬雇用保険受給資格者証のコピーを提出の場合は、基本手当日額=3,611円以下

(60歳以上、又は障害年金受給要件該当者=150,000円/月 1,800,000円/年 基本手当日額=5,000円以下)

- (※4)自営業の収入=売上金額-(売上原価+直接的必要経費) 確定申告における所得金額とは異なり、税法で認められる必要経費をそのまま差し引くことはできない 事情(所得38万円未満等)で確定申告をしていない場合、「住民税申告書[控]」を提出(役所の受付印があるもの)
- (○1) 申請時点において、一年以内に退職し、退職日を基準として前後6ヶ月以内に出産した、もしくは出産予定がある、という場合は、

③「被扶養者認定申請書付表-B」と、在職時に加入していた健康保険組合の④「健康保険資格喪失証明書」も必要

- (○2) 収入を証明するものとして⑥「直近3ヶ月分の給与明細書」の提出ができない場合、⑦「雇用条件証明書」でも可 また、前年と勤め先が同じで、雇用条件も変わらず、前年と本年の年間収入が概ね同等である場合は、⑧「源泉徴収票」でも可 なお、⑥に毎月の非課税交通費の記載があれば、⑨「非課税交通費支給額証明書」は不要
- (○3)収入が減った場合「雇用条件証明書」が提出できない場合は、「減額後の給与明細3ヶ月分」を提出
- (○4)「雇用条件証明書」を提出の場合や給与明細に毎月の非課税交通費の記載がある場合は、⑨「非課税交通費支給額証明書」は不要
- (○5)直接的必要経費として申告する経費がある場合、領収書等の証憑書類(写し)の添付が必要 証憑書類(写し)の添付が無い場合は、直接的必要経費としての申告は不可
- (○6)「退職証明書」が提出できない場合、退職日が記載された「源泉徴収票」でも可

最新の状況で、直近3ヶ月以内に発行されたもの

【同居の場合】②で被保険者との続柄が明確に確認できなければ必要

	配偶者の父・母・祖父・祖母 ※同居していることが条件						提出書	類名	(4)	568	10(12(17)(18)(	19(1)(2	2)は=	ピー	可、(	<u>[3</u> (14)	は必す	<b>・</b> コピ-	-]				
	<ul> <li>■必ず認定日時点の状況を示す書類が必要です   提出書類のみで必要事項を確認できない場合、別途追加書類の提出を求めます</li> <li>■下記条件全ての行をご確認下さい複数該当する箇所がある場合は、その行に記載されている全ての書類を提出いただく必要があります</li> <li>○=必要 ←青枠の吹き出し内容を確認</li></ul>	※理由を明記 ※理由を明記 ※ は 表 者 認 定 申 請 書	※理由を明記 ②被扶養者認定申請書付表— A	③被扶養者認定申請書付表—B	④健康保険資格喪失証明書	※無収入の場合(非課税課税証明書)	であること ※3か月分全て認定基準内の金額 ※5か月分全て認定基準内の金額があるもの ※氏名、支払月、勤め先の記載	〈健保指定様式〉用条件証明書	⑧源泉徴収票(直近交付分)	※年間収入が120万以上の場合〈健保指定様式〉)の非課税交通費支給額証明書	※税務署で受付されたものの控収支内訳書(損益計算書)の控⑩確定申告書(第一表+第二表+	〈健保指定様式〉証憑書類写し添付要⑪直接的必要経費申告書	⑫年金受給証明書(直近交付分)	* ⑬離職票―(1)(写し)	* ⑭雇用保険受給資格者証 両面	(失業給付を受給しない場合) ⑮誓約書(A )〈健保指定様式〉	<ul><li>○ 失業給付を受給する場合 〕</li><li>○ 監約書(B)</li><li>○ 健保指定様式 &gt;</li></ul>	① 退職証明書	(学生証写等)	9年学证明書 ②経緯書〈健保指定様式〉		へ、省格一は不可つ所、続柄が記載されたもの、一般のでは、一般である。 がい 一番 という でんしん でんけい てい は 住民票 記載事項記明書	籍謄本又は戸籍
	現在収入がOで、1年以上無収入である	0	0			0															0		Δ
収	雇用保険の受給が1年以内に終了し、それ以降、現在に至るまで無収入である	0	0												0						0	──被 <b>最</b> ──保 <b>新</b>	Δ
	現在収入がOで、1年以内に退職、雇用保険は受給しない( <mark>※1)</mark>	0	0	(O1)	(O1)									0		0					0	険の	Δ
入	現在収入がOで、雇用保険を受給予定(待期期間・給付制限期間)である(※2)	0	0	(O1)	(O1)										0		0				0	者状のので	Δ
	現在収入がOで、1年以内に退職、雇用保険受給の手続きはしたが、受給しない	0	0	(O1)	(O1)										0	0					0	「世直活	Δ
が	現在収入がOで、1年以内に退職、雇用保険受給は延長し、今は受給しない( <u>※</u> 1)	0	0	(O1)	(O1)									0		0					0	宇 近 舎 3	Δ
	雇用保険を受給していたが、途中で延長し、それ以降、現在に至るまで無収入である	0	0												0	0					0	見が見	Δ
な	現在収入がOで、1年以内に退職、雇用保険をかけていなかった	0	0	(O1)	(O1)		最終分〇	((	<b>)</b> 6)									0			0	記内	Δ
	現在収入がOで、1年以内に自営業廃業、雇用保険をかけていなかった	0	0															С	)		0	できれた	Δ
い	現在収入が0で、学生である(高校生・大学生・専門学校生等)	0	0			0													С	)	0	たされ	Δ
	現在収入がOで、海外から帰国した為、所得を証明するものがない	0	0																	0	0	のた	Δ
	現在就労中で、認定基準内の収入がある( <mark>※3</mark> )	0	0				0	(O2)	<b>)</b> 2)	0											0	_ も の	Δ
収	現在就労中で、収入が減ってきた為、認定基準内になる(※3)	0	0				(03)	0		(O4)											0		Δ
7	現在自営業を営んでいて、認定基準内の収入がある( <u>※3)(※4)</u>	0	0								0	(O5)									0		Δ
	現在、雇用保険だけを、認定基準内の額で受給している(※3)	0	0												0						0		Δ
が	現在バイト等で、認定基準内の収入があるが、学生である(※3)	0	0				0	(O2)	<b>)</b> 2)	0									С	)	0		Δ
-	現在就労中で、年金も受給している(合計額が認定基準内である)(※3)	0	0				0	(O2)	<b>)</b> 2)	0			0								0		Δ
あ	現在雇用保険と、年金を受給している(合計額が認定基準内である) (※3)	0	0										0		0						0		Δ
る	現在、認定基準内の年金だけを受給している (※3)	0	0										0								0		Δ
	現在、認定基準内の不動産、投資、利子等の収入がある(※3)(※4)	0	0								0	(O5)									0		Δ
	┃ :⑪離職票がない場合は、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」でも可		<u> </u>			<u> </u>	1	<u> </u>				1	<u> </u>	l l									

- \* ⑬離職票がない場合は、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」でも可
- \* ⑭雇用保険受給終了の場合は、「支給終了」の印字があるものを提出
- \* ①日本国内に住所を有する外国籍の方はすべて、「国籍・地域」、「在留カード等の番号」、「第30条の45に規定する区分」、「在留資格」、「在留期間等」、「在留期間等の満了の日」の欄は、必ず記載された状態で提出
- (※1)「離職票-1の写し」は、認定日から30日以内に提出
- (※2)「雇用保険受給資格者証(両面)の写し」は、認定日から60日以内に提出
- (※3)認定基準額=108,333円/月 1,300,000円/年 ③雇用保険受給資格者証のコピーを提出の場合は、基本手当日額=3,611円以下 (60歳以上、又は障害年金受給要件該当者=150,000円/月 1,800,000円/年 基本手当日額=5,000円以下)
- (※4)自営業の収入=売上金額-(売上原価+直接的必要経費) 確定申告における所得金額とは異なり、税法で認められる必要経費をそのまま差し引くことはできない 事情(所得38万円未満等)で確定申告をしていない場合、「住民税申告書[控]」を提出(役所の受付印があるもの)
- (○1) 申請時点において、一年以内に退職し、退職日を基準として前後6ヶ月以内に出産した、もしくは出産予定がある、という場合は、 ③「被扶養者認定申請書付表ーB」と、在職時に加入していた健康保険組合の④「健康保険資格喪失証明書」も必要
- (○2) 収入を証明するものとして⑥「直近3ヶ月分の給与明細書」の提出ができない場合、⑦「雇用条件証明書」でも可 また、前年と勤め先が同じで、雇用条件も変わらず、前年と本年の年間収入が概ね同等である場合は、⑧「源泉徴収票」でも可なお、⑥に毎月の非課税交通費の記載があれば、⑨「非課税交通費支給額証明書」は不要
- (〇3)収入が減った場合「雇用条件証明書」が提出できない場合は、「減額後の給与明細3ヶ月分」を提出
- (○4)「雇用条件証明書」を提出の場合や給与明細に毎月の非課税交通費の記載がある場合は、⑨「非課税交通費支給額証明書」は不要
- (○5)直接的必要経費として申告する経費がある場合、領収書等の証憑書類(写し)の添付が必要 証憑書類(写し)の添付が無い場合は、直接的必要経費としての申告は不可
- (○6)「退職証明書」が提出できない場合、退職日が記載された「源泉徴収票」でも可

0

(O5)

0

最新の状況で、直近3ヶ月以内に発行されたもの

0

Ο

【同居の場合】②で被保険者との続柄が明確に確認できなければ必要

【別居の場合】「認定対象者分」が必要 提出書類名 【④⑤⑥⑧⑩⑫⑪⑱⑲㉑㉑㉓はコピー可、⑬⑭は必ずコピー】 弟•妹 (23) 8源 ■必ず<u>認定日時点の状況</u>を示す書類が必要です ※理由 ※ 被 ※ 企非 (学生証写)在学証明 ( 在 職 康 ~×仕  $\times$ ※給 健直 離 〜雇 誓 退 経 ~※仕 被 雇 ※収確 年 廃 無非得で3が氏与 保指定 単別送 単別はは 提出書類のみで必要事項を確認できない場合、別途追加書類の提出を 失約 泉 写用 **失約** 職証 業証 籍謄 、用 税支定 金 職 緯 扶 あること か月分全 あるもの もあるもの 、保住票 収拾税 徴収票 し保 時保 務内申 受 票 書 健条 求めます **省続険民記** 赴の額 赴任世帯での場合必ずの誓約書の に加入し 入定交 署訳告 <sup>上</sup>様式 明書 萌者 明者 者 税明 保件 給 険 明 本又は戸籍 任場証 付 を を 指定様式上証明書 で書書 健 略柄者 書 記認 記認 様通 証 等書 世合 **∟** がと 場合証明 給資格 世子明 ■下記条件全ての行をご確認下さい 定 式費 明 1 ( 直近· √ 経 て認定 付負第 指 は記認 支給 で喪 申 証費 書 家要个族 健 家要書 2 定 |複数該当する箇所がある場合は、その行に記載されている全ての書類 不載定 憑申 請 \_ 失 ん益一 勤近 0 直 族 族 書類写 可さ対 保指・ |を提出いただく必要があります 写 保 万以上の 交 た計表 健証 書 基 額 者 式 抄 は は 書 *හ* 3 〜れ象 近 指定様式 近 保明 準 付 証 も算 + 証 本 除 除 先ケ た者 交 の書 内 分 明 の月 の書第 表 もの ○=必要 ←青枠の吹き出し内容を確認 付 記分 の 書 の〜ニ の 添  $\overline{\phantom{a}}$ の住 二式 式 △=状況に応じて必要←青枠の吹き出し内容を確認 金 額 場 分 載し 面 控の表 付 合 控 + 0 15歳まで 0 0 Δ 収 0 0 現在収入が0で、1年以上無収入である 0 0 Δ 0 0 0 % ~ ~ : 0 0 0 0 雇用保険の受給が1年以内に終了し、それ以降、現在に至るまで無収入である 0 Δ →被別同保居居 0 0 (O1)0 0 0 0 (O1)Δ 現在収入が0で、1年以内に退職、雇用保険は受給しない(※1) 入 険者場場場 О 0 0 0 0 0 0 現在収入が0で、雇用保険を受給予定(待期期間・給付制限期間)である(※2) (O1)(O1) Δ 合合 Ο 現在収入が0で、1年以内に退職、雇用保険受給の手続きはしたが、受給しない 0 0 (O1) 0 0 Δ 0 0 が 0 0 0 0 0 (O1) (O1)0 0 Δ 現在収入がOで、1年以内に退職、雇用保険受給は延長し、今は受給しない(※1) Ο 雇用保険を受給していたが、途中で延長し、それ以降、現在に至るまで無収入である 0 0 0 0 Δ 0 0 最終分 な 0 0 0 (O1) 0 0 現在収入がOで、1年以内に退職、雇用保険をかけていなかった (O1)0 Δ 0 0 0 0 0 0 0 Δ 現在収入がOで、1年以内に自営業廃業、雇用保険をかけていなかった 0 0 0 Ο 0 現在収入が0で、学生である(高校生・大学生・専門学校生等) 0 0 Δ い 現在収入がOで、海外から帰国した為、所得を証明するものがない 0 0 0 Ο 0 0 Δ |がも |記 0 0 0 0 0 (O2) (O2)0 Δ 0 現在就労中で、認定基準内の収入がある(※3) 収 0 0 0 現在就労中で、収入が減ってきた為、認定基準内になる (※3) (O3)0 (O4)Δ 0 0 Ο れたも 0 0 0  $O_5$ 0 0 現在自営業を営んでいて、認定基準内の収入がある(※3)(※4) Δ 入 0 0 0 0 0 0 Δ 現在、雇用保険だけを、認定基準内の額で受給している(※3) の 0 0 0 0 現在バイト等で、認定基準内の収入があるが、学生である(※3) 0 0 0 0 (O2) (O2)Δ 0 0 0 (O2)0 0 0 0 0 現在就労中で、年金も受給している(合計額が認定基準内である) (※3) (O2)Δ あ 0 0 0 0 0 0 0 Δ 現在雇用保険と、年金を受給している(合計額が認定基準内である) (※3)

\* ③離職票がない場合は、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」でも可

現在、認定基準内の不動産、投資、利子等の収入がある (※3) (※4)

\* 仰雇用保険受給終了の場合は、「支給終了」の印字があるものを提出

現在、認定基準内の年金だけを受給している (※3)

る

\*⑪日本国内に住所を有する外国籍の方はすべて、「国籍・地域」、「在留カード等の番号」、「第30条の45に規定する区分」、「在留資格」、「在留期間等」、「在留期間等の満了の日」の欄は、必ず記載された状態で提出

0

0

0

0

- \* ② 銀行・郵便局の振込控え、通帳の写し等、第三者が見て、いつ、誰が、誰にいくら振り込んだのかが分かるものを提出
- (※1)「離職票−1の写し」は、認定日から30日以内に提出
- (※2)「雇用保険受給資格者証(両面)の写し」は、認定日から60日以内に提出
- (※3)認定基準額=108,333円/月 1,300,000円/年 ③雇用保険受給資格者証のコピーを提出の場合は、基本手当日額=3,611円以下
- (60歳以上、又は障害年金受給要件該当者=150,000円/月 1,800,000円/年 基本手当日額=5,000円以下)
- (※4)自営業の収入=売上金額-(売上原価+直接的必要経費) 確定申告における所得金額とは異なり、税法で認められる必要経費をそのまま差し引くことはできない。 事情(所得38万円未満等)で確定申告をしていない場合、「住民税申告書[控]」を提出(役所の受付印があるもの)
- (○1) 申請時点において、一年以内に退職し、退職日を基準として前後6ヶ月以内に出産した、もしくは出産予定がある、という場合は、
- ③「被扶養者認定申請書付表-B」と、在職時に加入していた健康保険組合の④「健康保険資格喪失証明書」も必要
- (O2) 収入を証明するものとして⑥「直近3ヶ月分の給与明細書」の提出ができない場合、⑦「雇用条件証明書」でも可 また、前年と勤め先が同じで、雇用条件も変わらず、前年と本年の年間収入が概ね同等である場合は、⑧「源泉徴収票」でも可 なお、⑥に毎月の非課税交通費の記載があれば、⑨「非課税交通費支給額証明書」は不要
- (○3)収入が減った場合「雇用条件証明書」が提出できない場合は、「減額後の給与明細3ヶ月分」を提出
- (○4)「雇用条件証明書」を提出の場合や給与明細に毎月の非課税交通費の記載がある場合は、⑨「非課税交通費支給額証明書」は不要
- (○5)直接的必要経費として申告する経費がある場合、領収書等の証憑書類(写し)の添付が必要 証憑書類(写し)の添付が無い場合は、直接的必要経費としての申告は不可
- (○6)「退職証明書」が提出できない場合、退職日が記載された「源泉徴収票」でも可

0

0

Δ

Δ

0

0

最新の状況で、直近3ヶ月以内に発行されたもの 【同居の場合】 ②で被保険者との続柄が明確に確認できなければ必要

↓↓↓提出書類名の番号上の\*については、一覧表の左下の説明を必ずご参照下さい 【別居の場合】「認定対象者分」が必要 提出書類名 【④⑤⑥⑧⑩⑫⑪⑱⑲②⑫⒀はコピー可、⒀⑭は必ずコピー】 兄∙姉 **23** │■必ず認定日時点の状況を示す書類が必要です |

	提出書類のみで必要事項を確認できない場合、別途追加書類の 提出を求めます    下記条件全ての行をご確認下さい 複数該当する箇所がある場合は、その行に記載されている全て の書類を提出いただく必要があります    ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	理由を明記級扶養者認定申請書	(理由を明記 放扶養者認定申請書付表―A	者に除し	《無収入の場合(非課税課税証明書)が得証明書	であること、3か月分全て認定基準内の金額があるもの、3か月分全で認定基準内の金額があるもの、氏名、支払月、勤め先の記載べらり、無書(直近3ヶ月分)		源泉徴収票(直近交付分 )	※年間収入が120万以上の場合、健保指定様式〉 ・課税交通費支給額証明書	※税務署で受付されたものの控収支内訳書(損益計算書)の控傩定申告書(第一表+第二表+	2保指定様式〉証憑書類写し添付要直接的必要経費申告書	平金受給証明書(直近交付分)	離職票──(1)(写し)	(写し) 催用保険受給資格者証 両面	業給付を受給しない書(A)^健保指	(失業給付を受給する場合) 言約書(B)〈健保指定様式〉	逐職証明書 	<b>廃業証明書</b>	(学生証写等) 仕学証明書	栓	(『省略』は不可)所、続柄が記載されたもの然被保険者と認定対象者の住べ	住票民記	胀	(単身赴任世帯家族は除く )※別居の場合必要位送り額証明書(直近1ヶ月分)	(単身赴任世帯家族は除く) ※別居の場合必要 仕送り誓約書〈健保指定様式〉
-1	現在収入が0で、1年以上無収入である	0	0		0																0	7	Δ	0	0
収	雇用保険の受給が1年以内に終了し、それ以降、現在に至るまで無収入である	0	0											0							0		Δ	0	0
	現在収入が0で、1年以内に退職、雇用保険は受給しない(※1)	0	0	(O1) (O1)									0		0						○   ※ 【 【	最新	Δ	0	0
入	現在収入がOで、雇用保険を受給予定(待期期間・給付制限期間)である(※2)	0	0	(O1) (O1)										0		0					— 被別同 保 保 険 変 の	。     状  	Δ	0	0
	現在収入がOで、1年以内に退職、雇用保険受給の手続きはしたが、受給しない	0	0	(O1) (O1)										0	0						〇 <sup>省</sup> 場場合	湯に	Δ	0	0
が	現在収入が0で、1年以内に退職、雇用保険受給は延長し、今は受給しない(※1)	0	0	(O1) (O1)									0		0							直	Δ	0	0
	雇用保険を受給していたが、途中で延長し、それ以降、現在に至るまで無収入である	0	0			= 45								0	0						O 扶 ¬¬¬	3	Δ	0	0
な	現在収入がOで、1年以内に退職、雇用保険をかけていなかった	0	0	(O1) (O1)		最終分		(06)									0					· 月 • 以	Δ	0	0
	現在収入が0で、1年以内に自営業廃業、雇用保険をかけていなかった	0	0															0			○   <sup>務 対</sup> 全	内に	Δ	0	0
い	現在収入が0で、学生である(高校生・大学生・専門学校生等)	0	0		0														0		0 なるが	・発 ・行 	Δ	0	0
	現在収入がOで、海外から帰国した為、所得を証明するものがない	0	0																	0	な世紀	ぱれ <u> </u>	Δ	0	0
	現在就労中で、認定基準内の収入がある( <u>※3</u> )	0	0			0	(O2)	(O2)	0												O を <b>喜</b> され	・た  しも _	Δ	0	0
収	現在就労中で、収入が減ってきた為、認定基準内になる(※3)	0	0			(03)	0		(O4)												記する	: <b>の</b>	Δ	0	0
<b>人</b>	現在自営業を営んでいて、認定基準内の収入がある (※3)(※4)	0	0							0	(05)										るためである。	) <u> </u>	Δ	0	0
	現在、雇用保険だけを、認定基準内の額で受給している (※3)	0	0											0							O れた		Δ	0	0
が	現在バイト等で、認定基準内の収入があるが、学生である(※3)	0	0			0	(O2)	(O2)	0										0		O		Δ	0	0
4.	現在就労中で、年金も受給している(合計額が認定基準内である)(※3)	0	0			0	(O2)	(O2)	0			0									0		Δ	0	0
あ	現在雇用保険と、年金を受給している(合計額が認定基準内である) (※3)	0	0									0		0							0		Δ	0	0
る	現在、認定基準内の年金だけを受給している (※3)	0	0									0									0		Δ	0	0
	現在、認定基準内の不動産、投資、利子等の収入がある(※3)(※4)	0	0							0	(05)								i T		0		Δ	0	0
る	現在、認定基準内の年金だけを受給している (※3)	0	0							0	(○5)			O							0		Δ	(	0

- \* ⑬離職票がない場合は、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」でも可
- \* ⑭雇用保険受給終了の場合は、「支給終了」の印字があるものを提出
- \* ②日本国内に住所を有する外国籍の方はすべて、「国籍・地域」、「在留カード等の番号」、「第30条の45に規定する区分」、「在留資格」、「在留期間等」、「在留期間等の満了の日」の欄は、必ず記載された状態で提出
- \* ② 銀行・郵便局の振込控え、通帳の写し等、第三者が見て、いつ、誰が、誰にいくら振り込んだのかが分かるものを提出
- (※1)「離職票-1の写し」は、認定日から30日以内に提出
- (※2)「雇用保険受給資格者証(両面)の写し」は、認定日から60日以内に提出
- (※3)認定基準額=108,333円/月 1,300,000円/年 ③雇用保険受給資格者証のコピーを提出の場合は、基本手当日額=3,611円以下 (60歳以上、又は障害年金受給要件該当者=150,000円/月 1,800,000円/年 基本手当日額=5,000円以下)
- (※4)自営業の収入=売上金額-(売上原価+直接的必要経費) 確定申告における所得金額とは異なり、税法で認められる必要経費をそのまま差し引くことはできない 事情(所得38万円未満等)で確定申告をしていない場合、「住民税申告書[控]」を提出(役所の受付印があるもの)
- (○1) 申請時点において、一年以内に退職し、退職日を基準として前後6ヶ月以内に出産した、もしくは出産予定がある、という場合は、 ③「被扶養者認定申請書付表-B」と、在職時に加入していた健康保険組合の④「健康保険資格喪失証明書」も必要
- (○2) 収入を証明するものとして⑥「直近3ヶ月分の給与明細書」の提出ができない場合、⑦「雇用条件証明書」でも可 また、前年と勤め先が同じで、雇用条件も変わらず、前年と本年の年間収入が概ね同等である場合は、⑧「源泉徴収票」でも可 なお、⑥に毎月の非課税交通費の記載があれば、⑨「非課税交通費支給額証明書」は不要
- (○3)収入が減った場合「雇用条件証明書」が提出できない場合は、「減額後の給与明細3ヶ月分」を提出
- (〇4)「雇用条件証明書」を提出の場合や給与明細に毎月の非課税交通費の記載がある場合は、⑨「非課税交通費支給額証明書」は不要
- (○5)直接的必要経費として申告する経費がある場合、領収書等の証憑書類(写し)の添付が必要 証憑書類(写し)の添付が無い場合は、直接的必要経費としての申告は不可
- (○6)「退職証明書」が提出できない場合、退職日が記載された「源泉徴収票」でも可

最新の状況で、直近3ヶ月以内に発行されたもの

【同居の場合】 ②で被保険者との続柄が明確に確認できなければ必要 【別居の場合】「認定対象者分」が必要

## (12) **13** (17)**(23)** (19) ■必ず<u>認定日時点の状況</u>を示す書類が必要です ※理由を Ж ※^非 健直 (学生証写)在学証明 ※又住 √※仕 | △※仕 ※被 健 源 ※ 二 所 雇 ※収確 年 離 ~雇 退 廃 経 〜誓 ~誓 無非得で3が氏与収課証のある名明 保接 (所被は民 単別送 単別送 提出書類のみで必要事項を確認できない場合、別途追加書類の提出 泉徴 へ用 税支定 写用 | 失約 失約 業 金 職 職 緯 籍 指定様式 > 、保住票 業舎 身居り 身居り 証明 健条 務内申 証 時保 受 票 し保 書 謄 る月る、細 |を求めます 赴の額証 赴任場合 世場合 入税明 本又は戸 に加入し 署訳告 収票 明 者 険 明者 明者 こ分も支書 任世帯家 (場合必要 (場合必要 (場合必要 (日世帯家 (日世帯家 (日世帯家 (日世帯家 (日世帯家 (日世帯家 (日世帯家 の課書 入樣通 健 で書書 付 B 記認 指証 書 書 記認 等書 証 場税 **∟がと**´ 定 定 ■下記条件全ての行をご確認下さい 定 明 1 事 合証明 指 付貨第一 は記認 申 て喪 直近交付分 証費 書 項 資 支 2 $\smile$ 複数該当する箇所がある場合は、その行に記載されている全ての書類 勤近 不載定 請 請 `失 証 籍 憑申 益一 様 (直近 族は除 しない場合 れ無力 書類写 可さ対 写 健証 万以上 直 明 |を提出いただく必要があります 書 書 式 額 者 基準 め 〜れ象 近 付 保明 証 も算 + 証 先 た者 交 明 の書第 表 表 の月 内 もの ○=必要 ←青枠の吹き出し内容を確認 両面 の の の〜ニ 記分 $\smile$ の 添 式 の住 分 式 金額 △=状況に応じて必要←青枠の吹き出し内容を確認 控の表 В 載〜 付 合 控 + 0 0 0 出生児 Δ 0 0 15歳まで 0 Δ 収 0 0 0 現在収入が0で、1年以上無収入である 0 0 0 Δ 0 0 0 0 0 0 雇用保険の受給が1年以内に終了し、それ以降、現在に至るまで無収入である Δ 0 0 0 0 0 0 |現在収入がOで、1年以内に退職、雇用保険は受給しない(※1) (O1)〇骨 の場場 0 現在収入がOで、雇用保険を受給予定(待期期間・給付制限期間)である(※2) 0 O<sub>1</sub>) (O1)0 0 0 0 Δ が 合合 0 8 0 0 0 0 0 |現在収入が0で、 1年以内に退職、雇用保険受給の手続きはしたが、受給しない (O1)0 Δ 〇優 0 0 0 0 0 0 現在収入がOで、1年以内に退職、雇用保険受給は延長し、今は受給しない(※1) O<sub>1</sub>) (O1)Δ な 0 0 0 0 0 0 0 雇用保険を受給していたが、途中で延長し、それ以降、現在に至るまで無収入である Δ 0 0 (O1)0 0 0 現在収入がOで、1年以内に退職、雇用保険をかけていなかった O<sub>1</sub>) $O_6$ Δ い $\circ$ 0 0 0 0 0 0 現在収入がOで、1年以内に自営業廃業、雇用保険をかけていなかった Δ 0 0 0 0 0 0 0 |現在収入が0で、学生である(高校生・大学生・専門学校生等) Δ の 0 0 0 0 0 現在収入がOで、海外から帰国した為、所得を証明するものがない 0 Δ 0 0 0 0 0 0 (O2) (O2)0 現在就労中で、認定基準内の収入がある(※3) Δ 収 <u>「</u>がたの 記も 0 0 現在就労中で、収入が減ってきた為、認定基準内になる(※3) 0 (O3)0 0 Δ 0 0 0 載の 現在自営業を営んでいて、認定基準内の収入がある(※3)(※4) 0 0 0 (O5)Δ 入 O 0 0 0 0 0 |現在、雇用保険だけを、認定基準内の額で受給している (※3) Δ 0 が 0 0 0 |現在バイト等で、認定基準内の収入があるが、学生である(※3) O (O2)(O2)0 0 0 Δ の 0 0 0 0 (O2)(O2)0 0 0 0 |現在就労中で、年金も受給している(合計額が認定基準内である) (※3) Δ あ Ο 0 0 0 0 0 |現在雇用保険と、年金を受給している(合計額が認定基準内である) (※3) Δ 0 0 0 0 0 0 0 |現在、認定基準内の年金だけを受給している (※3) Δ る 0 現在、認定基準内の不動産、投資、利子等の収入がある(※3)(※4) 0 0 0 (O5)Δ 0 0

- \* ①離職票がない場合は、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」でも可
- \* ⑭雇用保険受給終了の場合は、「支給終了」の印字があるものを提出
- \* ②日本国内に住所を有する外国籍の方はすべて、「国籍・地域」、「在留カード等の番号」、「第30条の45に規定する区分」、「在留資格」、「在留期間等」、「在留期間等の満了の日」の欄は、必ず記載された状態で提出
- \* ② 銀行・郵便局の振込控え、通帳の写し等、第三者が見て、いつ、誰が、誰にいくら振り込んだのかが分かるものを提出
  - (※1)「離職票-1の写し」は、認定日から30日以内に提出
- (※2)「雇用保険受給資格者証(両面)の写し」は、認定日から60日以内に提出
- (※3)認定基準額=108,333円/月 1,300,000円/年 ⑬雇用保険受給資格者証のコピーを提出の場合は、基本手当日額=3,611円以下 (60歳以上、又は障害年金受給要件該当者=150,000円/月 1,800,000円/年 基本手当日額=5,000円以下)
- (※4)自営業の収入=売上金額-(売上原価+直接的必要経費) 確定申告における所得金額とは異なり、税法で認められる必要経費をそのまま差し引くことはできない 事情(所得38万円未満等)で確定申告をしていない場合、「住民税申告書[控]」を提出(役所の受付印があるもの)
- (○1) 申請時点において、一年以内に退職し、退職日を基準として前後6ヶ月以内に出産した、もしくは出産予定がある、という場合は、 ③「被扶養者認定申請書付表-B」と、在職時に加入していた健康保険組合の④「健康保険資格喪失証明書」も必要
- (O2) 収入を証明するものとして⑥「直近3ヶ月分の給与明細書」の提出ができない場合、⑦「雇用条件証明書」でも可 また、前年と勤め先が同じで、雇用条件も変わらず、前年と本年の年間収入が概ね同等である場合は、⑧「源泉徴収票」でも可 なお、⑥に毎月の非課税交通費の記載があれば、⑨「非課税交通費支給額証明書」は不要
- (○3)収入が減った場合「雇用条件証明書」が提出できない場合は、「減額後の給与明細3ヶ月分」を提出
- (○4)「雇用条件証明書」を提出の場合や給与明細に毎月の非課税交通費の記載がある場合は、⑨「非課税交通費支給額証明書」は不要
- (○5)直接的必要経費として申告する経費がある場合、領収書等の証憑書類(写し)の添付が必要 証憑書類(写し)の添付が無い場合は、直接的必要経費としての申告は不可

最新の状況で、直近3ヶ月以内に発行されたもの

②で被保険者との続柄が明確に確認できなければ必要

【内縁の配偶者の連れ子の場合】

「被保険者」及び「内縁関係の配偶者」それぞれの「戸籍謄本」又は「戸籍抄本」が必要

## 【4056800020708092022はコピー可、(304)は必ずコピー) その他(配偶者[内縁関係も含む]の連れ子等)※同居していることが条件 配偶者(内縁関係を含む)の連れ子の場合は、扶養ではない配偶者の収入証明を必ず提出 →「子(実子)の必要書類一覧」の⑤参照 (12) ※理由を ※ 介非 (学生証写) (de langle and ※被 雇 源 健直 離 廃 ※収確 年 ~誓 ~誓 退職証明書 【重要】 ※年間収入が1%健保指定様式 ジ非課税 交通費 保指定 泉徴 職票 へ用 業 へ所被は民 税支定 金 失約 失約 ■必ず<u>認定日時点の状況</u>を示す書類が必要です。 額かあ名明 証明書 、保住票 健条 受 業書 業書 時保 務内申 し保 書 **省続険民記** はに加入していた健!は険資格喪失証! 入の場合統税課税証明書 提出書類のみで必要事項を確認できない場合、別途追加書類の提出を求めま 保件 収 署訳告 〉険 本 様必 付<sub>B</sub> 略柄者票載 票 等書 記認 記認 又 されることを表現しています。 (直近3年 式要 ∟ がと 1 は <u>~</u>経 明 (直近交付: ■下記条件全ての行をご確認下さい 付損第 は記認 証憑書 給健 <sup>></sup>支 給 戸 書 2 定様 複数該当する箇所がある場合は、その行に記載されている全ての書類を提出 不載定 益一 写 0 可さ対 \$ 3 額証 た計表 者な保 類告 明書 いただく必要があります 万以上の場 〜れ象 証は指定 近 +, 算 + 先ヶ 保明 準 た者 交 の書 分 の書第 表 の月 内 もの 付 ○三必要 ←青枠の吹き出し内容を確認 書 の 記分 の〜ニ の の住 分 式 面 控の表 △=状況に応じて必要←青枠の吹き出し内容を確認 控 + 0 0 0 15歳まで Δ 0 被操保 0 0 0 現在収入がOで、1年以上無収入である Δ 収 0 0 0 0 雇用保険の受給が1年以内に終了し、それ以降、現在に至るまで無収入である Δ 0 0 0 0 0 (O1) (O1)現在収入が0で、1年以内に退職、雇用保険は受給しない(※1) の況 入 0 現在収入がOで、雇用保険を受給予定(待期期間・給付制限期間)である<mark>(※2)</mark> 0 0 0 0 (O1)(O1)世 Δ が 0 0 0 0 0 (O1) (O1)Δ 現在収入が0で、1年以内に退職、雇用保険受給の手続きはしたが、受給しない 0 0 0 0 0 (O1) (O1)Δ 現在収入が0で、1年以内に退職、雇用保険受給は延長し、今は受給しない(※1) な 0 0 0 0 0 雇用保険を受給していたが、途中で延長し、それ以降、現在に至るまで無収入である 最終分 0 0 0 (01) (01) 0 現在収入がOで、1年以内に退職、雇用保険をかけていなかった Δ 0 0 0 0 現在自営業を営んでいて、認定基準内の収入がある(※3)(※4) Δ の 0 0 0 0 0 現在収入が0で、学生である(高校生・大学生・専門学校生等) Δ 0 現在収入がOで、海外から帰国した為、所得を証明するものがない 0 0 0 Δ 0 0 0 現在就労中で、認定基準内の収入がある(※3) 0 (O2)(O2)0 Δ 収 0 0 0 0 (O3)(O4)現在就労中で、収入が減ってきた為、認定基準内になる (※3) Δ 0 0 0 0 (O5)Δ 現在自営業を営んでいて、認定基準内の収入がある (※3)(※4) 0 0 0 0 現在、雇用保険だけを、認定基準内の額で受給している(※3) Δ 0 0 0 0 (O2)(O2)0 0 Δ 現在バイト等で、認定基準内の収入があるが、学生である(※3) 0 0 0 0 0 (O2)(O2)0 現在就労中で、年金も受給している(合計額が認定基準内である)(※3) Δ 0 0 0 0 0 Δ 現在雇用保険と、年金を受給している(合計額が認定基準内である) (※3) 0 0 0 0 Δ 現在、認定基準内の年金だけを受給している (※3) 0 0 0 (O5)0 現在、認定基準内の不動産、投資、利子等の収入がある (※3) (※4)

- \* ①離職票がない場合は、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」でも可
- \* ⑭雇用保険受給終了の場合は、「支給終了」の印字があるものを提出
- \* ②日本国内に住所を有する外国籍の方はすべて、「国籍・地域」、「在留カード等の番号」、「第30条の45に規定する区分」、「在留資格」、「在留期間等」、「在留期間等の満了の日」の欄は、必ず記載された状態で提出
- (※1)「離職票-1の写し」は、認定日から30日以内に提出
- (※2)「雇用保険受給資格者証(両面)の写し」は、認定日から60日以内に提出
- (※3)認定基準額=108,333円/月 1,300,000円/年 ③雇用保険受給資格者証のコピーを提出の場合は、基本手当日額=3,611円以下 (60歳以上、又は障害年金受給要件該当者=150,000円/月 1,800,000円/年 基本手当日額=5,000円以下)
- (※4)自営業の収入=売上金額-(売上原価+直接的必要経費) 確定申告における所得金額とは異なり、税法で認められる必要経費をそのまま差し引くことはできない 事情(所得38万円未満等)で確定申告をしていない場合、「住民税申告書[控]」を提出(役所の受付印があるもの)
- (○1)申請時点において、一年以内に退職し、退職日を基準として前後6ヶ月以内に出産した、もしくは出産予定がある、という場合は、
- ③「被扶養者認定申請書付表-B」と、在職時に加入していた健康保険組合の④「健康保険資格喪失証明書」も必要
- (○2) 収入を証明するものとして⑥「直近3ヶ月分の給与明細書」の提出ができない場合、⑦「雇用条件証明書」でも可 また、前年と勤め先が同じで、雇用条件も変わらず、前年と本年の年間収入が概ね同等である場合は、⑧「源泉徴収票」でも可 なお、⑥に毎月の非課税交通費の記載があれば、⑨「非課税交通費支給額証明書」は不要
- (○3)収入が減った場合「雇用条件証明書」が提出できない場合は、「減額後の給与明細3ヶ月分」を提出
- (○4)「雇用条件証明書」を提出の場合や給与明細に毎月の非課税交通費の記載がある場合は、⑨「非課税交通費支給額証明書」は不要
- (○5)直接的必要経費として申告する経費がある場合、領収書等の証憑書類(写し)の添付が必要 証憑書類(写し)の添付が無い場合は、直接的必要経費としての申告は不可